

別 記

第1号様式（第5条関係）

申請日 年 月 日

## 流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金交付申請書

（宛先）流山市長

本申請書の全ての内容に相違がないことに誓約の上、申請します。

### 1. 申請者

（フリガナ） 氏 名	生年月日	現 住 所（設 置 場 所）	裏面の同意事項の全てに同意する（※）
（署名又は記名押印）	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 （ ）	<input type="checkbox"/>

※次の（1）から（4）に掲げる場合に該当する裏面の同意事項を読み、全ての項目に同意する場合は□にチェック☑してください。

- （1）新規購入+助成金交付券を選択した場合→裏面の同意事項のうち、④及び⑦以外の全て
- （2）新規購入+償還払いを選択した場合→裏面の同意事項のうち、⑤及び⑦以外の全て
- （3）買替え+助成金交付券を選択した場合→裏面の同意事項のうち、④及び⑥以外の全て
- （4）買替え+償還払いを選択した場合→裏面の同意事項のうち、⑤及び⑥以外の全て

### 2. 申請する購入区分及び助成方法の選択 ※□にチェック☑してください。

<購入区分>

- 新規購入
- 買替え

<助成方法>

- 助成金交付券
- 償還払い（全額支払い後、請求により一部払い戻し）

### 3. 申請者が属する世帯の状況

※申請日時時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

	（フリガナ） 氏 名	申請者との 続柄	生年月日	令和5年度住民税課税状況		裏面の同意事項①及び②に同意する（※）
1	（申請者）	本人	/	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む） <input type="checkbox"/> 未申告	課税されている場合 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税	/
2	（署名又は記名押印）		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む） <input type="checkbox"/> 未申告	課税されている場合 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税	<input type="checkbox"/>
3	（署名又は記名押印）		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む） <input type="checkbox"/> 未申告	課税されている場合 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税	<input type="checkbox"/>
4	（署名又は記名押印）		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む） <input type="checkbox"/> 未申告	課税されている場合 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税	<input type="checkbox"/>
5	（署名又は記名押印）		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む） <input type="checkbox"/> 未申告	課税されている場合 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税	<input type="checkbox"/>

※裏面の同意事項①及び②を読み、同意する場合は□にチェック☑してください。チェックをしない場合は、住民票の写し、未納がないことを証明する書類並びに課税証明書又は非課税証明書を添付してください。

【同意事項】 ※該当する項目を確認し、表面の同意欄の□にチェック☑してください。

- |   |
|---|
| <p>① 助成金の交付要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。</p> <p>② 市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。</p> <p>③ 世帯員全員が住民税所得割を課されている他の親族等の税法上の扶養を受けている世帯ではありません。</p> <p>④ <u>償還払いでの助成方法を選択している場合</u>、市が助成金の交付決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ令和6年1月4日までに申請者に連絡・確認ができないときに、助成金が交付されないことに同意します。</p> <p>⑤ <u>助成金交付券での助成方法を選択している場合</u>、助成金額の確定通知及び助成金の交付を市から販売店舗に直接行うことに同意します。</p> <p>⑥ <u>購入区分で新規購入を選択している場合</u>、申請者の現住所には1台もエアコン（故障し稼働しないものも含む。）が設置されていません</p> <p>⑦ <u>購入区分で買替を選択している場合</u>、買替前の家電製品は、リサイクル券を使用し、責任をもって適切に処分します。</p> <p>⑧ 助成金の交付の対象となった省エネエアコンを、交付決定の日から2年を経過する前に処分する場合は、流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金交付財産処分承認申請書（別記第11号様式）により市長に申請することに同意します。</p> <p>⑨ 助成金の交付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や助成金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還します。</p> |
|---|